

意見公募手続を実施しないで規則等を定めた案件一覧

静岡市行政手続条例第37条第4項各号のいずれかに該当することを理由として、意見公募手続を実施しないで規則等を定めたものです。

【平成29年度】

No.	規則等の題名	担当課	適用除外規定	理由	公布日等
1	静岡市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則、静岡市改良住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則	住宅政策課	静岡市行政手続条例第37条第4項第7号	静岡市営住宅条例及び静岡市改良住宅管理条例の一部改正に伴い必要とされる規定を整理するものであるため。	平成29年4月1日
2	高齢者生活福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則	高齢者福祉課	静岡市行政手続条例第37条第4項第7号	介護保険法（平成9年法第123号）の一部改正による引用条項の内容の変更に伴う規定の整理であるため。	平成29年3月31日
3	静岡市中学生国際交流資金貸付基金条例施行規則を廃止する規則	学校教育課	静岡市行政手続条例第37条第4項第7号	静岡市中学生国際交流資金貸付基金条例の廃止のため。	平成29年3月31日
4	静岡市税条例施行規則の一部を改正する規則	税制課	静岡市行政手続条例第37条第4項第7号	静岡市税条例の一部改正に伴い当然必要とされる規定の整理を行うものであるため。	平成29年10月16日
5	租税特別措置法の規定に基づく優良宅地等の認定事務に関する規則の一部を改正する規則	開発指導課	静岡市行政手続条例第37条第4項第7号	租税特別措置法施行令の一部改正に伴い当然必要とされる規定の整理であるため。	平成30年1月29日
6	静岡市国民健康保険条例等施行規則の一部を改正する規則	保険年金管理課	第37条第4項第2号及び第7号	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険法施行規則等の改正に伴い必要とされる規定の整理にあたり、静岡市行政手続条例第37条第4項第7号に該当する。 ・機構改正に伴う静岡市国民健康保険条例の施行に関する規定の整理にあたり、静岡市行政手続条例第37条第4項第2号に該当する。 	平成30年3月30日